

悪質な顧客から従業員を守るため、事業主が取るべき対策とは

## 小規模事業者向け

## カスタマーハラスメント対策セミナー

## STOP!! カスハラ

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります。現場での対応を個人任せにしない仕組みづくりが必要です。専門用語は使わず、従業員1～2名の事業所を想定して、最低限やることをお話しします。

## 対象

従業員を1人でも雇っていれば、規模にかかわらず義務です。

一人親方・フリーランスの方も、取引先からの理不尽な要求への「線引き」の考え方としてご活用いただけます。

## 事業主に求められる5つの取組

- ① 会社の方針を決めて、働く人に伝える
- ② 相談窓口を決めて、働く人に知らせる
- ③ 起きたときは事実を確かめ、被害を受けた人を守り、再発を防ぐ
- ④ 特に悪質な場合の対処方針をあらかじめ決め、対応できる体制をつくる
- ⑤ 相談者のプライバシーを守り、相談を理由に不利益に扱わない

※厚生労働省の指針に定められた措置を言い換えています

開催  
要項

## 日程

2026年9月16日（水）

## 時間

14:00～15:00

## 会場

オンライン開催

## 参加費

無料（どなたでも参加いただけます）

## 申込締切

9月14日（月）

## 講師

山景 勇太（社会保険労務士）



申込締切までにこちらからお申し込みください

## セミナー内容

- ・クレームとカスハラの違い
- ・10月1日までに最低限やること
- ・質疑応答

## 共催

鳥取県クリーニング生活衛生同業組合／働き方改革サポートオフィス鳥取／鳥取県よろず支援拠点

## 【ご予約・お問い合わせ】働き方改革サポートオフィス鳥取

## 電話

0800-200-3295

## 住所

〒680-0845 鳥取市富安1-152 S Gビル4F

## メール

tottori@workstylereform.net

## サイト

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tottori/>